

投資信託総合取引約款・規程集の制定について

当行では、平成26年11月1日（土）より、当行がお客様と行う投資信託取引に係る約款・規程の改訂・改編を行い、総合取引約款・規程集として制定します。

主要な改訂は、下記のとおりですが、詳しくは、『投資信託総合取引約款・規程集』をご確認ください。

記

1. 「投資信託保護預かり規程」、「金銭の振込先指定方式取扱規程」を廃止しました。
2. 「投資信託積立サービス（定時定額購入サービス）取扱規程」、「預金口座振替取扱規定」を「投資信託積立サービス（定期定額購入サービス）取扱規程」に改編しました。
3. 「特定口座規程」を「投資信託特定口座規程」に改訂しました。
4. ファンド別の「自動継続（累積）投資約款」を、自動継続投資申込可能なファンド共通の「投資信託累積投資約款」に改訂しました。
5. マスター規程として「投資信託総合取引規程」を制定し、以下の約款・規程を「投資信託総合取引規程」のもと『投資信託総合取引約款・規程集』0.28MBとして収録しました。なお、各約款・規程には、暴力団排除条項を導入しております。

【収録した約款・規程】

- (ア) 投資信託総合取引規程
- (イ) 投資信託受益権振替決済口座管理規程
- (ウ) 投資信託累積投資約款
- (エ) 投資信託積立サービス（定期定額購入サービス）取扱規程
- (オ) 投資信託特定口座規程
- (カ) 非課税上場株式等管理に関する約款

以上